

家主と地主

2月号 Vol.65

繁忙期だから知りたい
退去発生から短期間で
入居可にする方法

4月開始の
電力自由化大研究

光熱費で差別化を図れるか?



高齢入居者市場は宝の山

大手損保が目をつけた



業界トレンド最前線 今月のTOPICS

- ◆ 廃業直前の銭湯を「銭湯シェアハウス」として運営する3代目
- ◆ 空き家をD-I-Yのショールームとしてリニューアルした家主
- ◆ 金持ち大家さんアカデミー賞 最優秀賞に加藤茂助氏
- ◆ 掃除や家具組立てなど日常の困ったを簡単に依頼・請負できる注目のサービス「エニタイムズ」

トークでQ&A

児玉謙弁護士がお送りする、ビル賃貸借に関するQ&Aコーナー。

内役は、クールな知性派A弁護士と、快活なQ社長。2人のトークで、ビルの空き家トラブル問題にぐいぐい迫ります。

空き家の管理放置をめぐる法的トラブルと有効活用

Q社長 オーナー…つまり所有者が裁判で訴えられてですか？ 具体的には、どのよう

に…？ たとえば、空き家を放置していたために躯体部分を含めてあちこち傷んで、震度5程度の地震がきて倒壊したとか、台風で扉や屋根が飛ばされたとかで、付近の通行人や近隣者が死傷する場合もありえるよ。その

場合、所有者の責任が問われるんだ。民法に土地工作物責任という制度があるて、建物など土地の工作物に設置または保存上の瑕疵、つまり工作物を建てたりその後維持したりする過程で欠陥が生じたときの話だ。工作物が原因で損害を受けた第三者に対する責任は、まずその占有者や管理者が過失責任を負う、それらの者の不注意ではなく、それらの者の故意によるものではないと認定して、ホテル建物の設置に瑕疵がある、という判断だ。

故意や過失が無くても、所有者が損害賠償の責任を負うということね。人の命が失われているんですね…。

もう一つ神戸地裁平成11年9月20日判決は、阪神淡路大震災により昭和39年築の賃貸マンションの1階部分が倒壊し、その居住テナント数名が死傷しました。それと最近、空き家の放置を規制する法律ができるようですね。

阪神淡路大震災では、所有者が無過失責任を負う建て付けとなるんだ。だから最終的には、所有者は過失がなくとも責任を負うことになる。

無過失責任ですか。それは戯しいですね。

所有者が無過失責任を負うことでも友人が都内の実家を親から継いだものの、誰も住まずに空き家になっていて、ここ数年その管理もやっていないらしいんです。今空き家つていろいろ取り沙汰されてますよね。管理が面倒だからって、そのまま放置おいたら、実際のところ法的にどうなんでしょう。やはりオーナーは困ることになりますか？

空き家をそのまま放置していた場合に起きる問題は、しばしばオーナー：つまり所有者としての責任問題なんだ。

一度程度の稀な規模の降雨により隣地の石垣が崩れてきて家を壊され土地が土砂に埋められて損害を受けた事例だ。隣地石垣の所有者は、石垣を築造し昭和10年以来何の補修もしておらず、被害者サイドの依頼に対しても特に何の補修もしなかつたからとして、全面的に隣地の石垣の所有者の責任を認めたんだ。

豪雨にみまわれやすい地域は敷地上の工作物の管理が大変ね。さきほどの例で、隣地を管理しないまま放置していたために躯体部分を含めて損傷したところが古風の瓦版や屋根の「落瓦」が飛ばされただけで付近の通行人や近隣者を死傷させるおかる場合は今のところ判決はないんだよ。実は、でも管理しなかったために躯体部分を含めて傷んだと判断されたときは、建物の保存上の瑕疵として、所有者が責任を負わされるおそれがあるね。まあ、怖いことですね。それから、浮浪者などが空き家に簡単に立ち入り、寝泊まりしたりして、火の不始末から火灾を起こし近所に類焼して死傷者

も出るような事態もあるでしょう。その場合、所有者に重過失が認められれば、その責任が問われるだろうね。

法律により解体の処置も

なるほど、管理を放置すれば所有者として裁判所に訴えられるリスクはわかりました。それと最近、空き家の放置を規制する法律ができるようですね。

Q社長

平成26年11月1日立法化

Q社長

なるほど。しかし、国や自治体の工夫だけでいいんですか？

自治体から勧告がなされ、それでも無視していると、自治体からなるべく措置をそれとの命令がなされ、それでも無視するといよいよ行政の代執行により強制的に空き家は取り壊される、という事態になる。最近代執行の事例が出てるよね。さらに、自治体からさきほどの勧告をするなどくなるんだ。

U-ターン者へ定住住宅として賃貸

するのではなく、それを有効利用もなされなきゃね。

政の規制がなされるんだ。

最初は、空き家の取り扱いや修繕など、事態に即した適切な処置について自治体から助言・指導が所有者らになといえるだろう。

空き家住居を最近の民泊の利用することもニーズにマッチしている

者等に定住住宅として賃貸して活用するやり方だ。それから今後は、特区の抜免などの制度のもとで